

社会福祉法人福崎町社会福祉協議会ミニデイサービス事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 地域の各団体の参加と協力のもと、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、社会的な孤立感の解消や自立生活の助長、要介護状態になることの予防等を目的に、各自治会単位で実施するミニデイサービス事業に補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、福崎町内の自治会等とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる活動事業（以下対象事業という。）は、第1条の目的を行うために、地域のコミュニティづくりの場として、1ヶ月に1回程度1年を通じて継続的に行うものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象事業としない。

(1) 法人、政治、宗教又は、営利を目的とする団体が実施する活動

(2) 当該年度において町及び福崎町社会福祉協議会が支出する他の補助金の交付を受ける活動

(補助金の交付)

第4条 理事長は、毎年度定める予算の範囲内で、自治会等に対し補助金を交付することができる。

(各地区への補助金の上限額)

第5条 各地区の補助金の上限は、全地区一律の「基礎補助額」と各地区の65歳以上の高齢者数に基づき算出した「年間実績補助額」を加えたものとする。なお、「年間実績補助額」は補助金を交付する前年度の11月1日の各地区の65歳以上の高齢者数の全体に占める割合で算出し、「基礎補助額」「年間実績補助額」は毎年度の予算策定時に福崎町社会福祉協議会が定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 対象事業の補助金の額は、次の(1)と(2)を加えたものとする。

(1) 基礎補助金：年間の事業実施を企画したうえで、事業実施実績が1回以上あった場合に満額交付する。

(2) 年間実績補助金：年間実績補助金は対象事業に必要な経費とし、1ヶ月1回程度の実施により年間で6ヶ月以上実施した場合に助成額を満額交付する。6ヶ月未満の開催の場合は、1ヶ月の実施につき12分の1を乗じた額（1円未満切捨）を交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、基礎補助金交付申請書兼請求書（第1号様式その1）及び、年間実績補助金交付申請書（第1号様式その2）に、事

業計画書・収支予算書（第2号様式）を添付して理事長に交付申請を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 理事長は、交付決定に当たって、交付条件を付することができる。

（変更交付決定及び通知）

第9条 自治会等は、前条第1項の規定による交付決定を受けた後、事業内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（第8号様式）及びその他必要な書類を理事長に対し速やかに提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、前条の規定に準じ決定を行い、その旨を変更交付決定通知書（第10号様式）により当該自治会等に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 基礎補助金については、交付決定通知後、全額を支払うものとする。

2 年間実績補助金については、第11条に定める事業完了後の事業報告により補助金の交付額を確定後、支払うものとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、事業が実施されることが確実に認められる場合、認定額の2分の1の範囲内でその補助金の概算払をすることができる。

3 概算払を求める自治会等は、年間実績補助金概算払請求書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 自治会等は、事業実施年度の翌年度の4月15日までに、活動報告書（第4号様式）及び収支決算書（第5号様式）を添えて年間実績補助金交付請求書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第12条 補助金の交付を受けた自治会は、事業完了後、事業が実施されなかった場合や概算払の額が実績を下回る場合に、補助金精算書（第7号様式）により補助金を精算しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 理事長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額を特定し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

（2） その他不正の行為等により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。